

【ソフトウェア利用条件(ソフトウェア使用許諾契約/ソフトウェア・ライセンス契約)】

重要	Multi Reader(以下、本ソフトウェア)は、以下の「ご利用上の条件」にご同意いただいたうえで、ご利用ください。
----	---

使用許諾契約(ご利用上の条件)

本契約は、ジーニアルライト株式会社(以下、甲)とお客様(以下、乙)との間で、本ソフトウェアの使用権の許諾に関して合意するものです。

第1条(総則)

甲は、本ソフトウェアの日本国内における非独占的かつ譲渡不能な使用権を乙に許諾します。

第2条(使用権)

- 1.本契約によって生ずる本ソフトウェアの使用権とは、乙が本ソフトウェアをウェブサイト上から無償でダウンロードし本ソフトウェアを非営利目的で使用する権利をいいます。
- 2.乙は、本ソフトウェアの一部または全部を無断転載、複製、複写すること、もしくは修正、追加などの改変をすることができません。

第3条(譲渡等の禁止)

- 1.乙は、本ソフトウェアおよび本契約に基づき許諾された権利を第三者に譲渡し、またはその他の方法で使用させてはならないものとします。
- 2.乙は、本ソフトウェアに関し逆アセンブル、逆コンパイルなどのソースコード解析作業を行なってはならないものとします。

第4条(本ソフトウェアの権利)

本ソフトウェアに関する著作権などの一切の権利は、権利者に属するものとし、乙は本ソフトウェアに関して本契約に基づき許諾された使用権以外の権利を有しないものとします。

第5条(甲の免責)

- 1.甲は、乙に対し、本ソフトウェアの品質および機能が乙の使用目的に適合すること、本ソフトウェアおよびその動作に誤りのないこと並びに本ソフトウェアが第三者の権利を侵害していないことを保証しません。
- 2.甲は、乙が本契約に基づき許諾された使用権を行使することにより生じた乙または第三者の損害に関していかなる責任も負わないものとします。

第6条(第三者に対する責任)

乙が本ソフトウェアを使用することにより、第三者との間で著作権、特許権その他の知的財産権の侵害を理由として紛争を生じたときは、乙自身が自らの費用で解決するものとし、甲に一切の迷惑をかけないものとします。

第 7 条(秘密保持)

乙は、本契約により提供される本ソフトウェアの情報および本契約の内容のうち公然と知られていないものについて秘密を保持するものとし、甲の承諾を得ることなく第三者に開示または漏洩しないものとします。

第 8 条(契約の解除、終了)

1. 甲は、乙が本契約に定める条項に違反したときは、直ちに本契約を解除し、またはそれによって被った損害の賠償を乙に対し請求することができるものとします。
2. 乙は、本ソフトウェアおよび関連文書(複製物および複写物を含みます)を廃棄することで、本使用許諾契約をいつでも終了することができるものとします。

第 9 条(本ソフトウェアの廃棄)

前条の規定により本契約が終了した場合、乙は速やかに本ソフトウェアを廃棄するものとします。

第 10 条(合意管轄)

本契約に関わる一切の紛争は、甲の本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第 11 条(その他)

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義を生じた場合は、甲、乙は誠意をもって協議し、解決するものとします。